

第18号議案および第19号議案の概要について

1. 改正の理由

- ・「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）」が可決成立し、当該法律の一部改正の中に含まれる「工業標準化法（昭和24年法律第185号）」が一部改正され、「産業標準化法」に変わり、これまでの日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）に変わることになりました。
- ・上記の法律が令和元年7月1日から施行されることに伴い、県においても申請書等の規格の表示が変更となるため、関係規則等について整備するものです。

2. 改正する規則等

・規則

- (1) 滋賀県教育財産管理規則
- (2) 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則
- (3) 滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則
- (4) 滋賀県教育委員会が行う情報公開に関する規則
- (5) 滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則
- (6) 教育職員免許状に関する規則
- (7) 滋賀県文化財保護条例施行規則

・訓令

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程

3. 改正内容

- ・規則（1）から（7）については、一括改正規則として「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」を定め、訓令については、一部改正とします。
- ・各規則等の様式のうち、「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改めます。